

申込期日となりましたので、締め切りとなります。 多数のお申込みをいただき、ありがとうございます。

令和7年1月21日

関係事業主 各位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
山梨県支部

「積卸し作業指揮者教育」の開催について

荷役作業における労働災害を防止するため、「事業者は、一の荷（作業の取り扱い対象となる1単位の重量物）でその重量が100キログラム以上のものを貨物自動車に積む作業又は貨物自動車から卸す作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に作業を直接指揮させなければならない。（労働安全衛生規則第151条の70）と定められています。

更に、厚生労働省の通達（昭和60.3.13基発第133号）でその作業指揮者の職務を遂行するために必要な教育内容が示されています。

本講習は、当該作業指揮者に対し、厚生労働省が示す教育プログラムに基づき実施する教育講習です。

当支部では、事業者に代わり、標記教育講習を以下のとおり開催しますので、ご案内申し上げます。

1. 対象者

一の荷でその重量が100キログラム以上のものの貨物自動車等への積卸し作業を直接指揮・監督する者であって、新たに選任される者及び選任されて間もない者

2. 講習日程等

講習日時	開始時刻	講習科目	受講料 (消費税・資料代込)
令和7年 3月14日(金)	9:00~17:00	① 積卸し作業と作業指揮者の職務 ② 貨物自動車等への積卸し作業 ③ 異常時等における措置と災害事例 ④ 関係法令	8,525円

※筆記用具をお持ちのうえ、講習開始時刻より10分前までに受付を済ませてください。

※修了証の取得には、全過程受講が必須条件となります。1科目でも欠席した場合、全課程受講とはならず、修了証の交付はいたしかねます。また、各講義での遅刻、途中退席した場合、全過程受講とは認められない場合がございます。ご注意ください。

3. 開催場所

会場 山梨県自動車総合会館 4F(山梨県トラック協会)

山梨県笛吹市石和町唐柏 1000-7

駐車場 山梨県トラック協会管理地(旧フォークリフト実技場)

山梨県笛吹市石和町唐柏 671-2

※上記【駐車場】に駐車をお願いいたします。他団体敷地内への駐車はご遠慮ください。駐車場で発生した事故・トラブルに関して、当支部は一切の責任を負えませんので、予めご了承ください。

※駐車スペースに限りがございますので、乗り合わせでのご対応をお願いいたします。

※講習終了まで出庫できないことを予めご了承ください。

4. 申込方法

別紙【申込書】に必要事項を記入後、以下【5. 申込先】まで FAX・郵送・当支部窓口までお申し込みください。

5. 申込先

申 込 先	陸上貨物運送事業労働災害防止協会 山梨県支部 山梨県笛吹市石和町唐柏1000-7 TEL 055-262-5562 FAX 055-263-2036
定 員 数	先着 50 名 ※受付は先着順とし、定員になり次第、締め切ります。
申 込 期 限	令和7年3月7日(金)正午まで ※期日以降の受付はご対応いたしかねます。

6. 振込先

振 込 先	口 座 名 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 山梨県支部 指定金融機関 山梨中央銀行 石和支店 口 座 番 号 普通預金 28771 ※振込手数料はご負担願います。
受講料振込期限	令和7年3月7日(金)正午まで

7. その他

- ① 申込書の受理と受講料納付確認後、受付完了となります。ご注意ください。
- ② 令和7年3月7日(金)正午までに受講取消しの連絡がない場合、受講者が指定した受講日に欠席した場合、受講者が各講義で遅刻、途中退席をして全課程受講と認められない場合、天変地異や新型コロナウイルス等でやむを得ず講習日程が変更となり、変更後の講習日に受講できない場合、天変地異や新型コロナウイルス等でやむを得ず講習日が中止となる場合は受講料の返金はいたしかねます。予めご了承ください。
- ③ 講習日当日に領収書を受講者にお渡しいたします。領収書の紛失、破損に伴う領収書の再発行はいたしかねます。予めご了承ください。
- ④ 外国人受講希望者の方は当支部ホームページ内【講習会案内・申し込み手順】【※外国人受講希望者の方は～】を必ずご確認ください。

駐 車 場 案 内

富士見通り 県自動車税事務所前交差点



講 壇	4	0	6	-	0	0	3	4
山梨県笛吹市石和町唐柏	1	0	0	0	-	7		
山梨県自動車総合会館	4							階



●セブンイレブン様

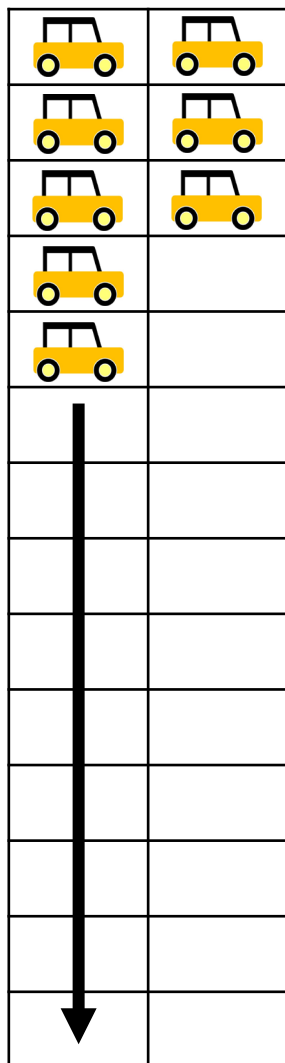
●米福 様

農業用水路

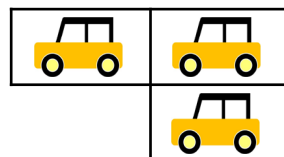
農業用水路の橋を渡り
赤点減信号右折
約100m直進後
左折

駐 車 場
山梨県笛吹市石和町唐柏671-2
(社) 山梨県トラック協会管理地

出入り口



手前の奥から順次駐車して下さい。
駐車ができない場合は縦列駐車をして下さい。



屋根の下駐車禁止

契約車両駐車場所 駐車禁止

